

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定

栃木県告示第417号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成27年 8月21日

栃木県知事 福田 富一

指定番号	指 定 す る 区 域	埋立地の区分
県北-033	那須塩原市青木字大輪地原1810番1の一部	ア
県北-034	那須塩原市百村字笹野曾里3番286及び3番290の各一部	ア
県北-035	那須塩原市戸田字那須東原276番28の一部	ア
県北-036	那須郡那須町大字稲沢字観音前1044番4の一部	エ

備考 埋立地の区分

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号に定める埋立地
- イ 政令第13条の2第2号に定める埋立地
- ウ 政令第13条の2第3号イに定める埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の31第1号に定めるもの
- エ 政令第13条の2第3号イに定める埋立地であって、省令第12条の31第2号に定めるもの
- オ 政令第13条の2第3号ロに定める埋立地

(廃棄物対策課)